

地方税制のあり方に関する検討会 報告書

— 道府県民税利子割の税収帰属の適正化 —

令和 7 年 11 月

地方税制のあり方に関する検討会 報告書 目次

1. はじめに	1
2. 道府県民税利子割における現状と課題	
(1) 制度の意義、経緯	2
(2) 利子割の税収帰属に関する分析	3
・利子割の税収帰属の変化	
・インターネット銀行等の利用の拡大と利子割への影響	
(3) 課題への対応の必要性	7
3. 具体的な対応策	
(1) 住所地課税	7
・特別徴収義務者・地方団体の事務負担	
・利子等に対する課税全体の合理性	
・住所地課税の継続的な検討と現実的対応の必要性	
(2) その他の方策	9
4. 清算制度の導入	
(1) 考え方	10
(2) 清算基準	11
・清算基準の要件	
・利子割における清算基準	
(3) その他の検討事項	13
5. まとめ	13
参考	14
図表索引	17
参考資料	18

1. はじめに

個人住民税は、基本的に住所地の地方団体が課税することとされているが、個人住民税のうち道府県民税利子割（以下「利子割」という。）については、住所地課税の例外として、金融機関の口座所在地の都道府県が課税することとされている。これは、利子割の制度創設時（昭和 63 年度）においては、都道府県単位で考えた場合、ほとんどの納税義務者の住所地とその利用する金融機関等の営業所等の所在地（預貯金口座の所在地）は一致するものと考えられていたことによるものである。

しかしながら、近年のデジタル化の進展に伴って、インターネット銀行等の利用が拡大したことなどにより、制度創設時には想定していなかった形で、納税義務者の住所地と預貯金口座の所在地の都道府県単位での乖離が拡大し、税収帰属のあり方に影響を及ぼしているものと思われる状況が生じていた。こうしたことを踏まえ、令和 7 年度与党税制改正大綱において、以下のような検討の方向性が示されることとなった。

令和 7 年度与党税制改正大綱（抄）（令和 6 年 12 月 20 日自由民主党・公明党）

第一 令和 7 年度税制改正の基本的考え方

2. 地方創生や活力ある地域経済の実現

（3）都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

（前略）

特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和 8 年度税制改正において結論を得る。

「地方税制のあり方に関する検討会」（以下「本検討会」という。）は、地方税制に係る諸課題について専門的見地からの検討を行うため、令和 7 年 2 月、総務省の地方財政審議会に設置され、まずは、この与党税制改正大綱を踏まえ、令和 8 年度税制改正に向けて、道府県民税利子割の税収帰属の適正化について検討することとされた。

以来、道府県民税利子割の税収帰属の適正化に係る検討について、令和 7 年 7 月まで、5 回の会合を重ねてきた。

この間、当事者である地方関係団体や金融機関のヒアリングも実施しながら、精力的な議論を重ね、本報告書を取りまとめたところである。

2. 道府県民税利子割における現状と課題

(1) 制度の意義、経緯

利子割は、所得税において確定申告がなされない普通預金の利子等について、個人住民税が非課税となっていた課題¹に対応するため、昭和 62 年度税制改正によって創設されたものである。具体的には、個人が支払を受ける利子等²を課税対象とし、これらの利子が支払われる際にその支払をする金融機関等が 5 % の税率により利子等を特別徴収することで課税関係を完結させる、いわゆる源泉分離課税方式による課税を行なうものである。また、都道府県に納入された利子割の 5 分の 3 は、個人の道府県民税の額（均等割と所得割の合計額）に応じて市町村に交付される仕組み（利子割交付金）となっている。〔参考資料 1、2〕

利子割を含む個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格（負担分任の性格）を有しており、納税義務者である個人の住所地で課税されることが原則である。そのため、均等割及び所得割については、住所地の市町村及び都道府県で、配当割及び株式等譲渡所得割については、住所地の都道府県で課税することとされている。〔資料 1〕

〔資料 1〕 個人住民税の仕組み（所得類型別）

所得類型	給与・事業所得等	上場株式等の配当	上場株式等の譲渡益 (※1)	預金利子等
住民税の 種別	所得割	配当割	株式等譲渡所得割	利子割
税率	10% <所得税>5%～45%	5% <所得税>15%		
納付先	納税義務者の住所地都道府県 (※2)			納税義務者の 口座所在地都道府県 (※3)
税収 (R5決算)	13兆683億円	2,407億円	2,683億円	222億円

※1 譲渡益は源泉徴収口座におけるものに限る。

※2 所得割は住所地市町村にも納付、上場株式等の配当等は源泉徴収されるが、確定申告可能（総合課税又は申告分離）。

※3 利子等の支払い事務を行なう営業所等の所在都道府県。昭和63年度の制度創設時においては、預金は預金者の住所地に近い金融機関に預けられることが通常で都道府県単位での住所地とのずれはそれほど大きなものとはならないと考えられていたことや金融機関の事務負担等の理由から、住所地課税の例外となっている。

こうした個人住民税の性格を踏まえ、例えば、所得割は各地方団体に住所を有する者（住民）が獲得した所得に基づいて課税するものとなっている。同様に考える

¹ 利子割創設以前の個人住民税における利子所得課税は、昭和 27 年度以降、所得税において総合課税が選択された場合のみ課税となり他の場合は非課税となっている場合か、利子所得について非課税となっている場合が続いており、所得税の課税制度の変遷によって一部課税できない場合が生じ得る仕組みであった。

² 制度創設時には、利子割は個人・法人の区別なく課税し、法人については、法人の課税所得に利子も含まれることから、二重課税を排除するために、課された利子割額を法人住民税から控除する仕組みとなっていた。平成 25 年度税制改正により、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受ける利子等については、利子割の対象を個人が支払を受ける利子等とし、法人に係る利子割及び法人住民税からの利子割額の控除は廃止された。

と、利子所得についても、それぞれの住民がどれだけの利子所得を獲得したかに基づいて課税することが合理的である。したがって、利子割の「あるべき税收帰属地」は、預貯金等から利子等を獲得している者の住所地ということになる。

一方、利子等に対する課税では、所得税において、源泉分離課税が採用され、納税義務者ごとの情報を記載した支払調書の提出が不要とされている。そのため、利子等に対し個人住民税を住所地課税として課する場合には、特別徴収義務者である金融機関等に、支払利子等の全てについて利子等の支払を受ける者の住所地ごとに区分して支払調書の提出を義務づける必要があるが、利子等の支払件数が膨大であることに鑑みれば、支払調書の提出義務を負う特別徴収義務者の事務負担が非常に大きなものとなる。

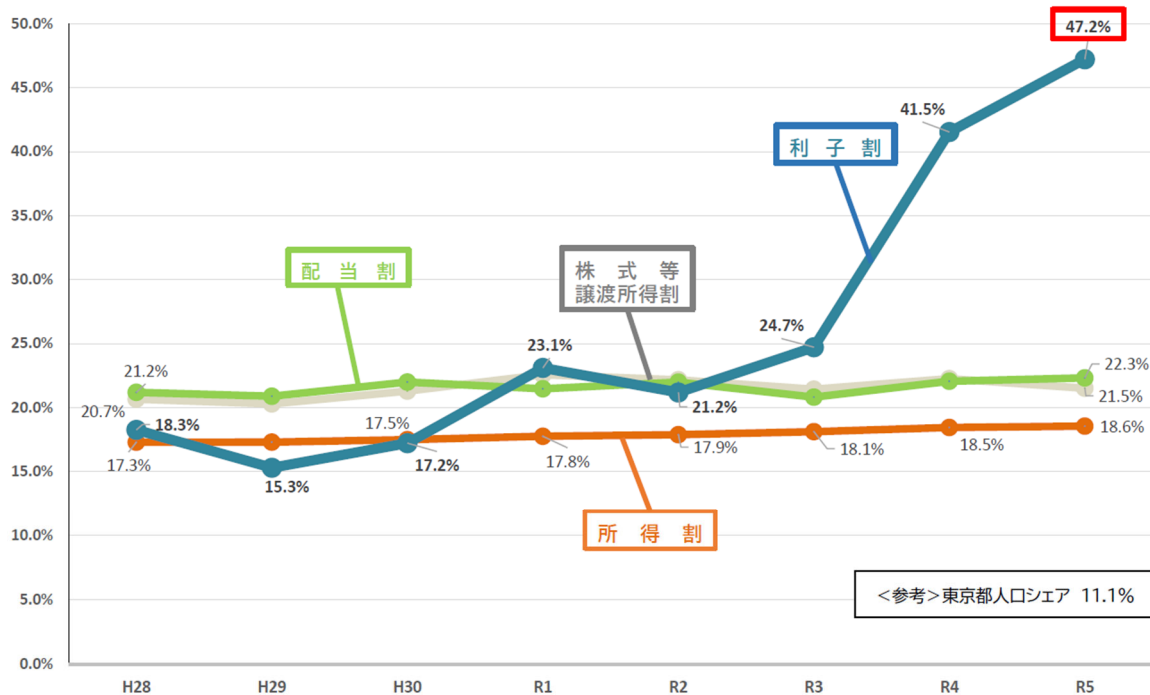
利子割の制度創設時には、特別徴収義務者にこうした事務負担を課することが現実的ではなかったことに加え、一般的に、預金は日常生活に密着したものであり、預金者の住所地に近い金融機関等に預けられることが通常であることから、都道府県単位で考えた場合、ほとんどの納税義務者の住所地とその利用する金融機関等の営業所等の所在地は一致するものと考えられていた。そのため、利子割については、住所地課税の原則の例外として、利子等の支払等をする者の営業所等の所在地（預貯金口座の所在地）都道府県で課税する制度とされ、現在に至っている。〔参考資料3〕

（２）利子割の税收帰属に関する分析

【利子割の税收帰属の変化】

利子割創設時には、営業所等所在地の都道府県での課税であっても、個人住民税のあるべき税收帰属地である預金者等（納税義務者）の住所地と概ね一致すると考えられていたが、近年、大きな変化が生じていると思われる状況が見られる。例えば、全国の利子割税收に占める東京都のシェアは、従前、約20%前後で推移していたが、令和4年度・令和5年度と連続で40%を超えるまでに急増している。加えて、令和6年度決算見込額の数値でも、利子割税收に占める東京都のシェアは、引き続き40%を超える水準となることが見込まれる。これは、利子割以外の個人住民税である所得割・配当割・株式等譲渡所得割に係る東京都のシェアが従来から約20%前後で推移していることや、全国の人口に占める東京都のシェアが約11%であることを踏まえると、本来、東京都以外の道府県に帰属すべき利子割税收が東京都に帰属していることを推測させる状況であると考えられる。〔資料2〕

〔資料 2〕 個人住民税(割毎)に係る東京都シェアの推移



※1 決算統計データを基に作成。

※2 東京都人口シェアは令和2年度国勢調査人口等基本集計に基づき作成。

また、利子割の課税対象となる都道府県ごとの利子等の額や預貯金の額については、統計データ等で正確に把握することはできず³、銀行においても口座開設後の転居までを踏まえると全ての口座保有者における正確な住所地の把握は困難であること等から正確な算出は難しいが⁴、全数調査ではないものの、全国家計構造調査⁵や家計調査⁶における1世帯当たりの預貯金額を、住民基本台帳上の世帯数に関する都道府県別データと組み合わせることで、利子等の大宗を占める預貯金利子が生じる預貯金の住所地都道府県ごとの額を推計することができる。

この住所地都道府県ごとの預貯金額の推計値を見ると、令和4年から令和6年までの家計調査を基に推計した東京都のシェアは約15%程度であって、先述した利子割税収の東京都シェアと大きく乖離している。同時に、東京都以外の道府県では、利子割税収シェアが預貯金残高シェアに達していないものも見られる。〔参考資料4〕

³ 都道府県別預金を示す統計として、日本銀行の「都道府県別預金、現金、貸出金調査票」があるが、当該調査は預入者が所在する都道府県にかかわらず、預金受入店舗（口座所在地）の都道府県として集計されているため、住所地都道府県ごとの預貯金額の把握は難しいと言える。

⁴ 預金者の住所地把握について、全国銀行協会等に確認したところ、新規口座開設時には、正確な住所地情報を登録している一方、口座開設後の住所変更については、口座保有者から変更申出がない限り、金融機関においてその事実を把握できず、全ての口座保有者における現状の住所地を正確に把握することは難しいとの回答があった。また、金融機関によって口座保有者の住所地都道府県別の預金残高は大きく異なることから、仮に金融機関の保有するデータから住所地都道府県別のシェアを算出するとしても、サンプル調査ではなく全金融機関への調査が必要となるところ、一部金融機関からは、調査回答のためにシステム改修が必要との意見があるなど、こうした調査は負担が大きいとの回答があった。

⁵ 5年ごとに実施される全国約9万世帯を対象とした抽出調査であり、本検討の参考となる指標として、都道府県別の1世帯当たりの預貯金額等のデータが把握可能

⁶ 毎月実施される全国約9千世帯を対象とした抽出調査であり、本検討の参考となる指標として、都道府県庁所在地別の1世帯（2人以上世帯）当たりの預貯金額等のデータが把握可能

【インターネット銀行等の利用の拡大と利子割への影響】

情報通信技術の発展とその利活用の進展に伴い、銀行窓口やATMを利用しないインターネットバンキングが急速に発展している。こうした中、実店舗を有さない、いわゆる「インターネット銀行」の利用が拡大している。また、都市銀行などの本店以外の営業所等を有する銀行であっても、実店舗が存在しない支店として、いわゆる「インターネット支店」を置いている例も見られる。

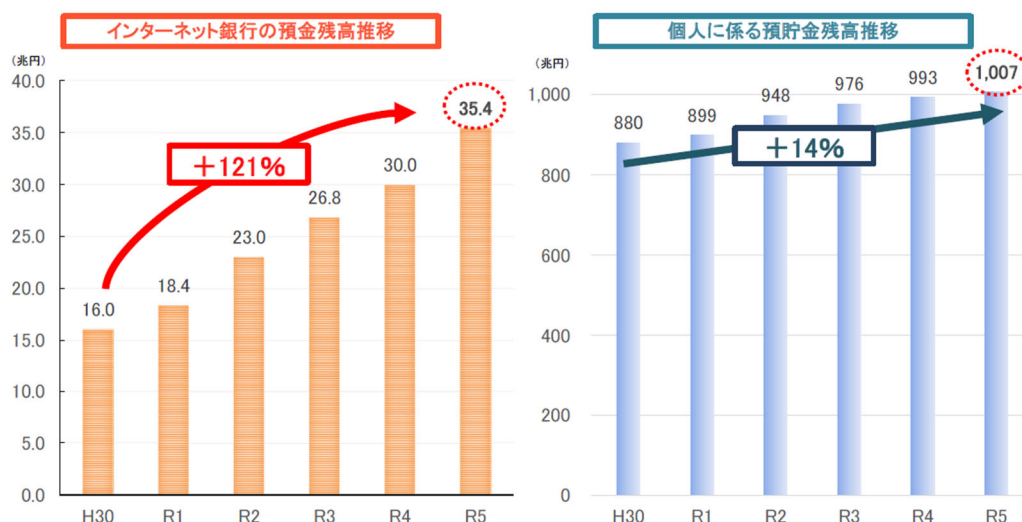
営業所等を持たないインターネット銀行で口座を開設する場合、当該口座に係る利子割の課税団体となる営業所等所在地は、本店の所在地となる。そのため、インターネット銀行の口座を持つ個人が当該口座で支払を受ける利子に係る利子割は、当該個人の住所地にかかわらず、全て本店所在地の都道府県に納入されることとなる。

また、インターネット支店に紐付いた口座⁷についても、インターネット銀行の口座と同様に、その口座において個人が支払を受けた利子に係る利子割は、当該個人の住所地にかかわらず、全て当該銀行の本店等インターネット支店の利子等を取り扱う営業所等の所在地都道府県に納入されることとなる。〔参考資料5〕

ここで、主要なインターネット銀行10行⁸の預金残高の推移をみると、平成30年度から令和5年度までの間で約121%の増となっている。これは、個人の預貯金残高全体が約14%の増であることに比して大きなものであると言える。〔資料3〕

〔資料3〕 インターネット銀行の預金残高及び個人に係る預貯金残高の推移(平成30～令和5年度)

- インターネット銀行の預金残高は現在35兆円程度(平成30年度比+約19兆円、+121%程度)。
 - 個人に係る預貯金残高は現在1,007兆円程度(平成30年度比+約127兆円、+14%程度)。



※ インターネット銀行の預金残高については総務省調べ(法人分を含む数字)。楽天銀行、住信SBIネット銀行、大和ネクスト銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、PayPay銀行、セブン銀行、UI銀行、ローソン銀行、みんなの銀行10行の各年度末時点の預金残高(各社HPを参照)の合計額を表示。

※ 個人に係る預貯金残高については「日本銀行資金循環統計」における家計の金融資産のうち、流動性預金、定期性預金の合計(各年度末時点の値)

⁷ インターネット上で口座開設をした場合であっても、金融機関によっては実店舗に紐づいた口座を選択可能な場合もあり、インターネット上でのサービス利用の全てが「インターネット支店」に該当するものではない。

⁸ 楽天銀行、住信SBIネット銀行、大和ネクスト銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、PayPay銀行、セブン銀行、UI銀行、ローソン銀行、みんなの銀行の10行。各社HPから各年度末時点の預金残高を参照。

また、主要なインターネット銀行 10 行の預金利子に係る利子割税込に対する寄与を見ると、平成 30 年度には、国内銀行の預貯金利子に係る利子割に占めるインターネット銀行 10 行に係る利子割の割合は約 2 %であったのに対し、令和 5 年度と同割合は約 17 %となっている。令和 5 年度において、個人に係る預貯金残高約 1,000 兆円のうちインターネット銀行の預金残高は約 35 兆円であり、インターネット銀行の預金残高が全体に対して占める割合は決して大きいとは言えない。しかし、一部のインターネット銀行では、都市銀行等に比べて顧客に有利な金利を設定している例があり、そうしたことが、利子割税込に影響してきたものと考えられる。〔資料 4〕

〔資料 4〕 インターネット銀行の影響

- 日本銀行の資金循環統計において、令和 5 年度における個人に係る預貯金残高は約 1,000 兆円程度であるが、そのうち、主要なインターネット銀行(10 行)の預金残高(法人分を含む)は約 35 兆円程度となっており、預貯金残高全体でみると、インターネット銀行の預金残高が与える影響は小さい。(約 3.5 %)
- 他方、預貯金利子に係る利子割税込に占めるインターネット銀行預金利子に係る利子割税込の割合は令和 5 年度で(約 17 %)であり、預貯金残高以上にインターネット銀行預金が増加したことが、利子割税込に与える影響は大きい。

預貯金残高(兆円、年度末)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国内銀行の預貯金残高(A)	880	899	948	976	993	1,007
インターネット銀行の預金残高(B)	16.0	18.4	23.0	26.8	30.0	35.4
インターネット銀行の寄与度	1.82%	2.05%	2.43%	2.75%	3.02%	3.52%

利子割税込(億円、年度)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国内銀行の預貯金利子(C)	491.5	237.3	256.3	181.6	121.1	145.1
インターネット銀行の預金利子(D)	11.0	15.1	11.6	9.6	12.5	24.7
インターネット銀行の寄与度	2.23%	6.34%	4.53%	5.30%	10.32%	17.02%

※ インターネット銀行に係る預金残高及び利子割税込については総務省調べ(法人分を含む数字)。楽天銀行、住信SBIネット銀行、大和ネクスト銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、PayPay銀行、セブン銀行、UI銀行、ローソン銀行、みんなの銀行10行。預金残高については、預金各年度末時点の預金残高(各社HPを参照)の合計額を表示。利子割税込については、各都道府県への調査によるもの。
 ※ 個人に係る預貯金残高については「日本銀行資金循環統計」における家計の金融資産のうち、流動性預金、定期性預金の合計(各年度末時点の値)
 ※ 国内銀行の預貯金利子については、各年度の「道府県別の課税状況等に関する調査(総務省)」の「銀行預金利子」、「銀行以外の金融機関の預貯金利子」、「郵便貯金利子」の合計によるもの。

金利については、マイナス金利政策が解除され、「金利のある世界」となってきて中で、金利に関するインターネット銀行の優位性は、相対的に縮小する可能性もあるが、依然として、一部インターネット銀行においては、高い金利設定により、顧客獲得を図る動きが見られているほか、手数料などで他の銀行より有利な条件を設定しているなど、口座数・預金残高の増加に取り組んでいる様子が見られる⁹。

また、国内銀行全体で実店舗が減少傾向にあり、実店舗を有する銀行においてもインターネット支店の例をはじめ、インターネット上での取引に力を入れる動きが見られている¹⁰。

⁹ インターネット銀行各行の中長期目標等において口座数の目標を設定しており、目標達成のため、高い金利設定に加え、例えば特定の条件達成時の振込や ATM 利用手数料の無料回数を増やすなどの取組が見られる。

¹⁰ 実店舗を有する銀行においても、インターネット支店の例に加え、ポイント還元や他社(証券等)との連携などの取組が見られる。

これらの事実や、今後わが国の経済社会のデジタル化が進展すると考えられることを踏まえると、今後も、インターネット銀行等の実店舗に紐づかない銀行利用が拡大していくものと考えられる。

そのほか、預貯金利子以外の利子等でも、一時払養老保険等の差益に係る利子割¹¹の納入先は、当該差益の支払の請求受付事務等を行う営業所等の所在地都道府県となっていることから、支払関係の業務を本店で一括して行っている保険会社や、実店舗を持たない保険会社を取り扱う当該差益に係る利子割は、本店が所在する都道府県に納入される仕組みとなっており、預貯金利子と同様の課題が生じている。こうしたことも、利子割の課税団体とあるべき税収帰属地である住所地との乖離が生じている要因の一つであり、現在の利子割税収の帰属に影響を及ぼしていると考えられる。〔参考資料6〕

（３）課題への対応の必要性

（２）のとおり、インターネット銀行等については、納税義務者である口座開設者が全国のどこに居住しているかにかかわらず、インターネット銀行等の預金に係る利子割が、全てインターネット銀行等の本店所在地に納入される仕組みとなっており、こうした業態は、住所地の近くの実店舗における口座開設や金融サービスが主体であった利子割創設当時には想定されていなかったものである。

インターネット上でのサービスの利便性等のメリットの高さやわが国の経済社会全体でデジタル化が進んでいくことを踏まえると、今後もインターネット銀行等の影響等により、利子割の課税団体（営業所等の所在地）とあるべき税収帰属地（預金者等の住所地）との乖離が生じる構造は継続するものと考えられる。

このため、この構造的な課題に対して、制度的な見直しを検討することが必要である。また、「金利のある世界」の復活により利子割税収の急増が見込まれるため、この検討は、慎重かつ早期に行なわれる必要がある。

3. 具体的な対応策

（１）住所地課税

2.（１）のとおり、利子割は個人住民税の一部であり、本来、納税義務者の住所地で課されるべきものであるところ、現実的かつ実行可能な制度として、営業所等所在地の都道府県で課税する方式が選択されたものである。こうした制度創設の背景を踏まえると、利子割の課税団体とあるべき税収帰属地が乖離している状況に対し、何らかの制度的な対応を検討するに当たって、まずは、住所地課税の実現が検討されるべきである。

一方、利子割において住所地課税の実現を検討するにあたっては、制度創設時にも検討されたとおり、特別徴収義務者や地方団体の事務負担を考慮する必要があるほか、所得税・個人住民税を通じた利子課税全体の合理性を損なわないことが求められる。

¹¹ 初回の支払時に保険会社へ一括で保険料等を支払う形式の保険で、保険期間が５年以下のもの又は５年を超えるもので５年以内に解約されたものに係る差益が利子割の課税対象となる。

【特別徴収義務者・地方団体の事務負担】

本検討会において、仮に住所地課税とした場合の事務負担等について、金融機関及び地方団体からヒアリングを行った。

利子割の特別徴収義務者となる金融機関からは、住所地課税とした場合、大規模なシステム改修が必要となり、それに伴うコストが大きいことや、金融機関によっては勘定系を含めた関連システムの更改などで開発凍結期間が発生する場合があることから、全金融機関の対応完了までは相応の準備期間を要することとなるといった意見があった。また、現在、営業所等所在地ごとに集計・出力している帳票を口座保有者の登録住所ごとに集計・出力する方式に変更する必要があるなど、事務フローについても大幅に見直す必要があるほか、営業所の所在する都道府県が限られている地方銀行等については、営業所のない都道府県に対して新たに納入する必要性が生じるため、事務負担が増加するといった意見もあった。〔参考資料 7〕

地方団体からは、住所地課税とした場合、利子割の徴収を担う金融機関等が区域外にも広がることに伴い、申告受付や審査等の事務負担が増加するほか、特別徴収義務者の管理のためのシステム改修が必要となるといった意見があった。〔参考資料 8〕

こうした事務負担の課題については、時間やコストを度外視すれば、対応することが不可能とまでは言えないが、依然として、金融機関・地方団体の双方にとって、住所地課税への転換は相当に大きな事務負担の増加を伴うものと考えられる。また、特にこれらの事務負担は、所得税の利子課税には不要であり、利子割の税込帰属の適正化のためだけに必要となる点にも留意が必要である。

【利子等に対する課税全体の合理性】

また、利子割の課税対象である利子等は、所得税において、納税義務者の住所等の告知義務や源泉徴収義務者の法定調書提出義務の対象外とされ、源泉分離課税で完結する仕組みにより課税されている。

利子割について住所地課税を実現するためには、納税義務者ごとの利子等の受取額や住所地等を把握するために、新たに、納税義務者から特別徴収義務者への住所等の告知義務¹²や法定調書の提出義務等を地方税制度において独自に課す必要が生じることとなる。これは、所得税における利子課税で、上記のような仕組みを採っている利点を損なうものであり、納税義務者及び特別徴収義務者に新たな負担を生じさせ、所得税・個人住民税を通じた利子課税全体の合理性を損なう可能性もある。

【住所地課税の継続的な検討と現実的対応の必要性】

住所地課税を実現する場合には、こうした実務上・制度上の様々な課題があるところ、直ちにこれらの課題を解決することは困難であると考えられる。

利子割のあるべき課税方式は住所地課税であるとの基本的考え方は維持しつつ、

¹² 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）上、預金口座の開設や 200 万円を超える大口現金取引等の特定取引を行う際には顧客等の氏名・住居・生年月日等について確認しなければならないこととされている。一方、所得税法上義務付けられている納税義務者の住所等の告知は、利子等又は配当等の支払の確定する日までに行わなければならないとされている。

その実現については、中長期的な視点から引き続き、所得税も含めた金融所得に対する課税のあり方に係る議論や税務行政のデジタル化の動向を踏まえ、検討されるべきである¹³。

一方で、利子割の課税団体とあるべき税収帰属地が乖離しているという課題が、現に発生し、今後も継続することが見込まれる状況下においては、できる限り早期に、こうした課題に対応することが求められる。

したがって、税収帰属を適正化するための現実的な対応として、住所地課税の実現以外の方策を検討する必要がある。

（２）その他の方策

前述した利子割のあるべき課税方式は住所地課税であること及び利子割の課税団体とあるべき税収帰属地が乖離しているという課題にできる限り早期に対応することという２つの要請に対応するためには、現行制度をできる限り維持しつつ、必要な見直しを図ることが求められる。具体的には、道府県民税の一部であるという位置付けや、預貯金の口座所在地の都道府県で課税するという仕組みについては、現行制度を維持しつつ、課税団体とあるべき税収帰属地との乖離を調整する仕組みを導入することが考えられる。

現行の地方税制度においては、課税団体とあるべき税収帰属地とを一致させることができない場合に、税収帰属を適正化するための制度としては、地方消費税における清算制度がある。

地方消費税においては、あるべき税収帰属地は最終消費地の都道府県である一方、実際の課税団体は本店等所在地の都道府県となっている。課税団体を最終消費地の都道府県とするには膨大な課税取引ごとに県境税調整を行う必要があるなど、あるべき税収帰属地を課税団体とすることが困難であるため、平成９年の地方消費税創設当初より清算制度を導入し、各都道府県が他の都道府県に清算基準に基づく所要額を払い込むことで、あるべき税収帰属地と課税団体との乖離を調整している。

このように、清算制度は、あるべき税収帰属地を課税団体とすることが現実的に困難であるなど、課税団体とあるべき税収帰属地との間に乖離が生じる課税方式となっている場合に、地方団体間でこの乖離を調整する地方税制上の仕組みとして導入され得るものと考えられる。〔参考資料９〕

こうした地方消費税における清算制度導入の考え方を踏まえ、利子割への清算制度の導入について検討すべきである。

なお、別の方策としては、利子割をすべて国税化した上で、一定の基準に基づき譲与税として配分することで調整する方法も考えられる。

しかしながら、個人住民税は、その担税力の指標として、個人が稼得する経済的な価値である所得を、できる限り広く、包括的に捉えるという考え方を基本としている。そのため、個人の所得のうち、利子等だけを個人住民税の課税対象外とすることは、制度の基本的なあり方として適切ではない。

¹³ 例えば、ヒアリングにおいて指摘された、営業所等のない都道府県への納入については、eLTAXにおける共通電子納税の仕組みを活用することで、簡素化される可能性がある。

また、地方団体が提供する行政サービスの財源は、できるだけ地方税で賄うことが原則であり、まずは地方税の枠組みの中で制度的な解決が可能かどうかの検討が必要と考えられる。

以上の２点の理由から、譲与税制度による対応は適切ではないと言うべきであろう。

4. 清算制度の導入

(1) 考え方

利子割については、２．(１)のとおり、あるべき税収帰属地である住所地ではなく、営業所等所在地の都道府県を課税団体としているが、制度創設時には、この「住所地」と「営業所等所在地」が概ね一致するものと考えられたことから、地方消費税における清算制度のような特段の措置は講じていなかった。

しかしながら、２．(２)(３)のとおり、その後の経済社会の構造変化により、利子割創設当時と異なり、銀行窓口やATMを利用しないインターネットバンキングが急速に発展し、こうした中で、利子割の課税団体となる営業所等所在地とあるべき税収帰属地である住所地との乖離が生じる構造を持つ、インターネット銀行等の業態が拡大している。実際に足もとの利子割税収においても、あるべき税収帰属との乖離が顕在化している。さらに、こうした状況は構造的なものであり、今後も継続することが見込まれるものである。

加えて、３．(１)のとおり、現時点では、利子割において直ちに住所地課税を実現することには課題があり、現在の状況に対して早期に対応するための別の方策が求められるところである。

このように、利子割についても、地方消費税と同様に、あるべき税収帰属地を課税団体とすることが現実的に困難であり、かつ、近年における経済社会の構造変化により、制度創設時と異なり、課税団体とあるべき税収帰属地との間に乖離が生じる構造となっていることから、地方団体間でこの乖離を調整する地方税制上の仕組みとして、新たに清算制度を導入するべきである。〔資料５〕

〔資料 5〕 あるべき税収帰属地と課税団体

	個人住民税所得割	個人住民税利子割	(参考) 地方消費税
①あるべき税収帰属地	納税義務者の 住所地都道府県等	納税義務者の 住所地都道府県	最終消費地の 都道府県
課税団体と できない理由	なし	利子等の発生の大量性、 口座の住所地把握の困難さ、 利子課税全体の合理性 等	膨大な課税取引ごとに、 県境税調整を行う必要 等
②課税団体	納税義務者の 住所地都道府県等	納税義務者の 口座所在地都道府県	本店等所在地の 都道府県
あるべき税収帰属地に 税収を帰属させるための 制度	なし	なし (①と②が概ね一致するとの 考えに基づく)	清算

↑一致

↓

インターネット銀行等の利用が拡大したことにより、①と②の乖離が拡大
→ 清算制度を導入することが考えられる

もちろん、制度創設当初から清算制度が組み込まれた地方消費税と、清算制度のない課税方式が採用されてきた利子割とを同列に扱うことはできないが、前述した住所地課税の困難と、あるべき税収帰属地と課税団体との乖離が発生する構造の存在は、利子割に関して現時点で、後発的に清算制度を採用すべき理由として十分なものであると考えられる。

(2) 清算基準

【清算基準の要件】

利子割に清算制度を導入する場合の清算基準については、個人住民税の基本的性格やあるべき税収帰属地との関係を踏まえつつ、適切な指標を検討する必要がある。

この場合、地方消費税における清算基準の場合と同様に、清算基準は地方団体が徴収した税をあるべき税収帰属地に帰属させるものであることから、基準に用いる指標には、信頼性、安定性、簡素さが求められるほか、納税義務者や地方団体の理解が得られるものである必要がある。地方消費税は、都道府県ごとの消費に相当する額を清算基準とし、その具体的な指標として「経済センサス活動調査」及び「国勢調査」のデータが用いられているが、これらの統計はいずれも国が全数調査として実施しているものである。〔参考資料 10、11〕

【利子割における清算基準】

利子割は、個人が支払を受ける利子等に課税するものであることから、清算に際しても、まずは、納税義務者である個人の住所地都道府県ごとの利子等の額に基づき清算することが考えられる。しかしながら、データ上の制約により、現状、住所地都道府県ごとの利子等の額そのものを把握することは困難である。

次に、利子等との関連が高いと考えられる指標として、利子割の対象である利子

収入・所得に関連する指標として、国が全数調査により実施しているものとしては、個人住民税に関する課税状況調や決算のデータがあり、住所地都道府県ごとの所得金額や所得割額等のデータが活用可能である。なお、個人住民税に係る住所地都道府県ごとの所得金額や所得割額の分布と、全国家計構造調査や家計調査から推計した住所地都道府県ごとの預貯金額の分布には一定の相関性が見られる。〔資料6〕

所得金額合計

(億円)

800,000
700,000
600,000
500,000
400,000
300,000
200,000
100,000
0

0 50,000 100,000 150,000 200,000 250,000 300,000 350,000

所得金額合計 (億円)

$r = 0.98$

(H21)愛知県 (R1)神奈川県 (H26)東京都 (H21)東京都 (R1)東京都 (H26)大阪府 (H21)神奈川県 (H21)大阪府 (R1)大阪府 (H21)千葉県 (H26)北海道

個人住民税所得割合計

(億円)

800,000
700,000
600,000
500,000
400,000
300,000
200,000
100,000
0

0 5,000 10,000 15,000 20,000 25,000

個人住民税所得割合計 (億円)

$r = 0.98$

(H21)大阪府 (H26)神奈川県 (H26)東京都 (H21)東京都 (R1)東京都 (R1)神奈川県 (H21)神奈川県 (H21)愛知県 (H21)千葉県 (H26)北海道 (R1)大阪府

12

め、地方団体において、利子割の税収帰属先を個人住民税に関するデータに基づき決定することは、市町村への帰属について既に定着している。

なお、利子割交付金については、同一都道府県内での交付であるため、道府県民税収入決算額としているところ、個人住民税の税率は「標準税率」であるため、都道府県間の清算の基準に道府県民税収入決算額など税額を用いた場合には、地方団体ごとの条例で定める税率の差異が清算基準に影響するほか、各種控除や減免措置も清算基準に影響するものであることに留意が必要である。

(3) その他の検討事項

利子割に清算制度を導入する場合には、今後、1年間の清算の頻度や地方団体間での支払方法等の具体的な事務の進め方について実務的な観点から、さらに検討していく必要がある。その際、地方消費税における清算事務の方法を基本としつつ、清算を行う都道府県や清算後に利子割交付金の交付を受けることとなる市町村の意見を踏まえながら、地方団体の事務負担等に配慮することが望ましい。

5. まとめ

本検討会では、利子割の課税団体とあるべき税収帰属地との乖離が生じている状況を踏まえ、その対応策として、国税との関係も含めた現行の地方税制の基本的な考え方や金融機関及び地方団体の事務負担等も考慮しながら検討を進めてきた。その中で、あるべき課税方式としての住所地課税を基本としつつ、課題に早期に対応するための現実的な方策として、利子割に清算制度を導入することについて、検討し、本報告書を取りまとめた。

令和8年度税制改正においては、本報告書の趣旨を踏まえ、具体的な成案が得られることを期待している。

参 考

地方税制のあり方に関する検討会委員

(地方財政審議会委員)

◎小西 砂千夫 会長

内田 明憲

西野 範彦

古谷 ひろみ

星野 菜穂子

(地方財政審議会特別委員) 令和7年2月28日 総務大臣任命

上村 敏之 関西学院大学経済学部教授

小西 杏奈 専修大学経済学部准教授

齊藤 由里恵 中京大学経済学部准教授

坂巻 綾望 同志社大学大学院司法研究科教授

佐藤 英明 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

林 宏昭 関西大学経済学部教授

吉村 政穂 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻教授

(◎は座長)

地方税制のあり方に関する検討会 開催実績等

- <第1回> 令和7年2月28日（金） 10時00分～
- 利子割の制度概要
 - 税収帰属の適正化のための方策
 - 今後の検討にあたっての論点（案）の提示 等
- <第2回> 令和7年4月3日（木） 10時00分～
- 金融機関及び地方団体からのヒアリング 等
- <第3回> 令和7年5月9日（金） 13時30分～
- 利子割税収の分析
 - 税収帰属の適正化に向けた方策の検討 等
- <第4回> 令和7年6月3日（火） 13時30分～
- 利子割税収に係る追加分析
 - 税収帰属の適正化に向けた整理
 - 骨子（案） 等
- <第5回> 令和7年7月25日（金） 13時30分～
- 中間整理（案）

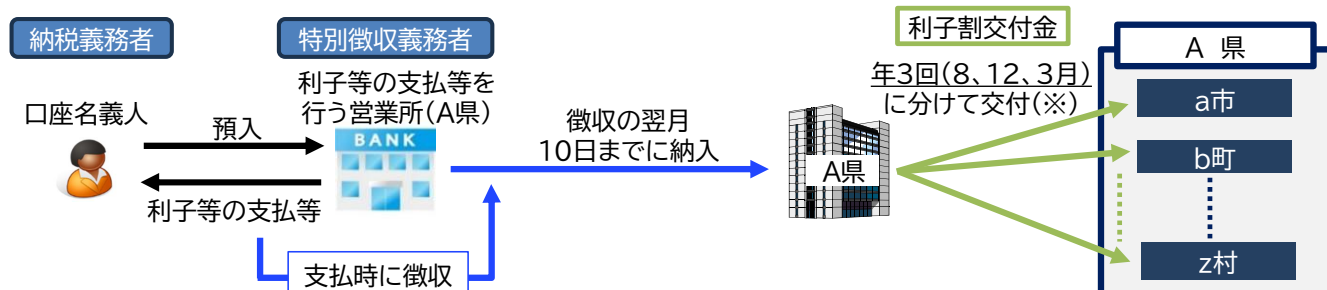
地方税制のあり方に関する検討会 報告書 図表索引

資料 1	個人住民税の仕組み（所得類型別）	2
資料 2	個人住民税(割毎)に係る東京都シェアの推移	4
資料 3	インターネット銀行の預金残高及び個人に係る預貯金残高の推移(平成 30～令和 5 年度)	5
資料 4	インターネット銀行の影響	6
資料 5	あるべき税収帰属地と課税団体	11
資料 6	所得金額等と預貯金総額(推計値)との相関関係	12
参考資料 1	利子割の徴収・交付に係る事務フロー	19
参考資料 2	利子等に対する課税の沿革	19
参考資料 3-1	道府県民税利子割創設時の経緯等	20
参考資料 3-2	個人住民税における金融所得課税に係る税収帰属の考え方（利子割）	21
参考資料 4	都道府県別の利子割の利子割税収シェアと預貯金額シェア（住所地ベース）との比較	21
参考資料 5	インターネット銀行等の利子割納入先	24
参考資料 6	一時払養老保険等の利子割納入先	25
参考資料 7	第 2 回検討会における金融機関ヒアリング結果概要	25
参考資料 8	第 2 回検討会における地方団体ヒアリング結果概要	26
参考資料 9	地方消費税の清算制度の意義と役割	26
参考資料 10	地方消費税の清算基準に求められる要件	27
参考資料 11	地方消費税の清算基準に用いている統計について	27
参考資料 12-1	年収段階ごとの 1 世帯当たり貯蓄額（2019 年全国家計構造調査）	28
参考資料 12-2	個人住民税所得割における納税者の分布	28
参考資料 12-3	年代別の年収段階ごとの 1 世帯あたり貯蓄額	29

参 考 資 料

- 利子等の支払等を行う金融機関は、当該支払等の際に徴収した道府県民税利子割を、徴収の翌月10日までに利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県に納入する。
- 都道府県は、納入された利子割の一部を毎年3回(8月、12月、3月)、当該都道府県内の市町村に交付する。

【事務フロー】



- (※) 交付基準: 各市町村に係る個人の道府県民税収入決算額(*)の個人の道府県民税収入決算額の合計額に対する割合の前年度以前3年度分の平均値
- ・ 指定都市に係る個人の道府県民税については、所得割の税率が異なる(2%(通常は4%))ため、交付基準を補正
 - ・ 各市町村が実施した減免(道府県民税も連動)や都道府県が設定した超過税率(当該都道府県内では一律)が適用された額

(参考) 利子等に対する課税の沿革

昭和45年度改正以前

- 所得税において、昭和28年から昭和45年までの間、源泉分離課税、非課税、一部非課税・一部源泉分離課税、源泉分離課税という変遷をたどったことに伴い、住民税においては昭和29年度から昭和46年度まで利子所得は非課税となっていた。

昭和45年度改正

- 所得税において、原則として総合課税されることとなった。
 - ・ 定期預金及び公社債の利子等については源泉分離課税を選択可
 - ・ 普通預金及び要求払預金の利子については総合課税だが申告不要(原則として総合課税だが、源泉徴収された所得については申告義務を課さない)
- 住民税においては、所得税において源泉分離課税及び申告不要とされた利子所得については、支払調書の提出が不要とされており、所得の捕捉が事実上不可能であることから、所得割を課税できない仕組みとなっていたため、源泉分離課税及び申告不要とされたものについては非課税とされ、総合課税とされた利子所得についてのみ所得割を課税することとされた。(申告不要とされた利子所得については、申告があれば所得割を課することができるが、原則申告不要としながら、もし申告をすれば課税するという仕組みを設けることは極めて不適切であることから、非課税とした。)

昭和55年度改正(施行されず)

- 所得税において本人確認及び名寄せのための現実的な方策としてのグリーン・カード制度の導入に伴い、利子所得をすべて総合課税へ移行。
- これに伴い、住民税においても非課税となっていた利子所得を総合課税により課税することとした。

昭和62年度改正(利子割創設)

- 所得税において一律源泉分離課税とした。
- 住民税においては、利子割を創設し、金融機関所在地課税とすることにより、所得税の課税方式にかかわらず一律源泉分離課税を行うことができることとなった。
- また、少額貯蓄非課税制度(マル優)については、老人等に対する少額貯蓄利子非課税制度に改組。

平成25年度改正(金融所得課税の一体化)

- 公社債等が特定公社債等と一般公社債等に分類され、特定公社債等の利子については課税方式が申告不要、申告分離課税又は総合課税から選べることとなった。それに伴い、特定公社債等は利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となった。
- 法人に係る利子割を廃止。

利子・配当課税の基本的あり方（「税制の抜本的見直しについての答申」(政府税制調査会、昭和61年10月)）

- 所得税において源泉分離課税を選択した利子・配当所得等が個人住民税で非課税とされていることについては、
 - ・ 利子・配当所得等の中で特定のものについてのみ個人住民税の負担を求めないことになること
 - ・ 住民の間で利子・配当所得等を主たる所得とする住民の税負担がその他の住民に比べて相対的に軽くなることなど、課税の公平の問題がある。
- 利子・配当所得は、発生の大量性、その元本である金融商品の多様性等の特異性を有していることから、利子・配当所得の完全な把握を行おうとすれば、大がかりで精緻な仕組みと相当膨大な費用が必要となるとともに、貯蓄者や金融機関にも煩雑な手続を求めることとなる。
- 費用対効果の問題等を総合勘案すれば、利子・配当課税については、費用面、手続面からの限界を考慮した上での現実的かつ実行可能な制度を求めていく必要がある。
- 貯蓄者、金融機関及び税務当局の事務負担等に十分配慮しつつ、個人住民税を課税するか、又はこれに相当する負担を求めることが適当。

税制の抜本的見直しについての答申(抜粋)(政府税制調査会、昭和61年10月)

ハ さらに、利子・配当課税のあり方の検討に当たっては、貯蓄者、金融機関及び税務当局にとつての事務的負担や費用の問題について、その効果との関連も含め十分検討する必要があるものと考えられる。

利子・配当所得は、発生の大量性、その元本である金融商品の多様性等の特異性を有している。したがって、本人確認、名寄せを確実にし、利子・配当所得の完全な把握を行おうとすれば、大がかりで精緻な仕組みと相当膨大な費用が必要となるとともに、貯蓄者や金融機関にも煩雑な手続を求めることとなるが、それにはやはりおのずから限界があると言わざるを得ない。

利子・配当所得についての把握体制が整備されたとしても、金融商品には代替可能性、流動性があることから、他の形態の所得等に転化する可能性も高く、結局、費用対効果の問題等を総合勘案すれば、利子・配当課税については、費用面、手続面からの限界を考慮した上での現実的かつ実行可能な制度を求めていく必要がある。

道府県民税利子割創設時の経緯等②

利子・配当課税の基本的あり方(続き)（「税制の抜本的見直しについての答申」(政府税制調査会、昭和61年10月)）

- 個人住民税における利子・配当課税の仕組みに対して、以下の意見が交わされた。
 - ・ 一律分離課税方式が住民税の性格を踏まえた簡素な方式であり、所得税に対応した課税方式(所得税の課税方式の区分に対応して総合課税、分離課税又は申告不要とする方式)に比較して事務負担も総体的に小さく適当。
 - ・ 課税団体については、金融機関等の事務負担が大きくなるものの、既存の住民税の制度との整合性を考慮し、基本的に利子等の支払を受ける者の住所所在地の都道府県とすることが適当。
 - ・ 既存の住民税の住所地課税の原則に反し、総合課税の場合の課税団体との調整の問題があるものの、金融機関等の事務負担を小さくするため、金融機関等の営業所所在地の都道府県とすることが適当。

最終制度案（「昭和62年度の税制改正に関する答申」(政府税制調査会、昭和61年12月)）

- 所得税において「一律分離課税方式」による課税の対象となる利子についても、課税できる仕組みを設けることが適当。
- 利子の支払を取り扱う金融機関等の営業所所在地の都道府県が、支払時に特別徴収の方法により、他の所得と分離して5%の税率で課税する「都道府県一律分離課税方式」を採用することが中立・簡素等の要請にもこたえつつ実質的公平にも資するものとして適当。
- 市町村に対しては、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の最低税率の比率によつて、個人利子課税相当分の5分の3を交付することが適当。

個人住民税における金融所得課税に係る税収帰属の考え方(利子割)

参考資料3-2

利子割・配当割・株式等譲渡所得割の課税団体

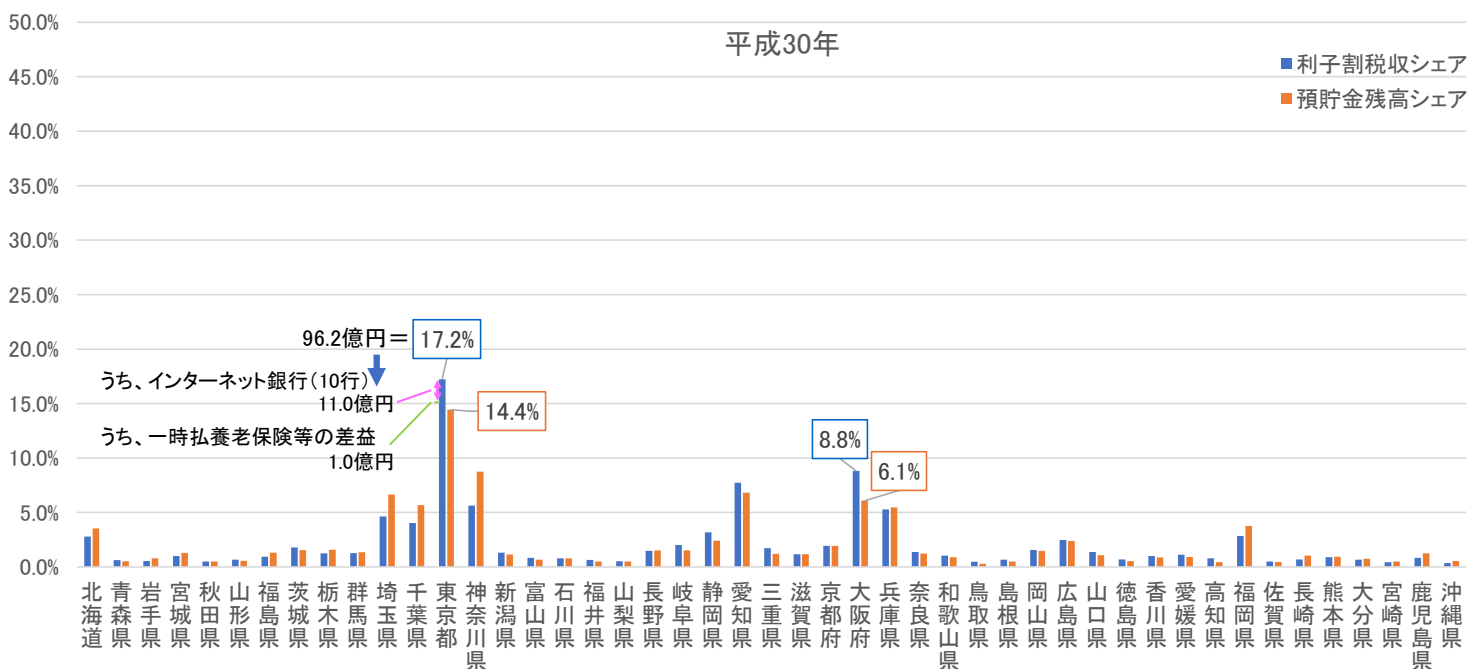
利子割	…利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県	} S63創設
配当割	…特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県	
株式等譲渡所得割	…その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県	} H15創設

利子割における金融機関等所在地課税の考え方 ※当時のQ&A集抜粋 (出典)「道府県民税利子割詳解」(平成元年)

- ① 住所地団体(各市町村)に納入することとした場合には、金融機関等において預金者の住所地ごとに特別徴収した額を区分して納入することが必要になり、事務負担が大きくなること。
- ② 預金は日常生活に密着したものであることから、預金者の住所地に近い金融機関等に預けられることが通常であり、利子の支払いを行う金融機関等の所在地の都道府県が課税することとなれば、都道府県単位での住所地と金融機関等の所在地のずれはそれほど大きなものとはならないと考えられること。
- ③ 金融機関等所在地課税であれば、金融機関等において、預金者の所在地ごとに区分し各地方団体に一括納入することとなるため、徴収納税事務は大幅に簡素化されること。
- ④ 住所地の都道府県と異なる都道府県内の金融機関等に預金する者についても、通常、当該都道府県において勤務する等なんらかの活動を行い、地方団体のサービスを享受していると考えられるので、金融機関等の所在地で課税する方式は、地方税の応益原則に合致する面もあると考えられること。

都道府県別の利子割の利子割税収シェアと預貯金額シェア(住所地ベース)との比較

参考資料4



利子割税収シェア 「道府県税の課税状況等に関する調」の値(総務省による全数調査)

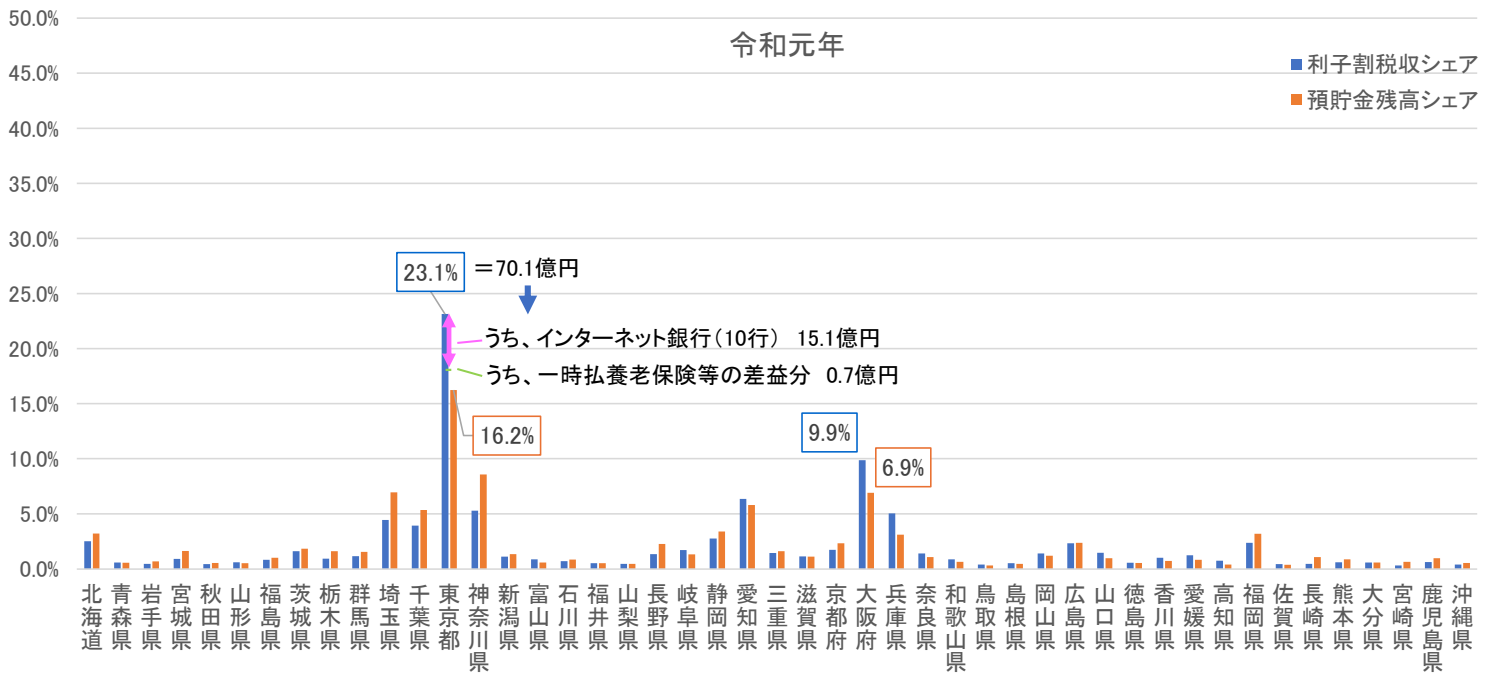
預貯金シェアの推計方法

各都道府県の預貯金額(住所地ベース) = 各都道府県庁所在地の1世帯あたり預貯金額(※1) × 各都道府県の世帯数(※2)

(※1) 家計調査(調査対象:全国約9千世帯) 貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高(都道府県庁所在地別・二人以上の世帯)の通貨性預貯金と定期性預貯金の計

(※2) 住民基本台帳(人口動態及び世帯数調査 各年1.1時点)

都道府県別の利子割の利子割税込シェアと預貯金額シェア(住所地ベース)との比較



利子割税込シェア

「道府県税の課税状況等に関する調」の値(総務省による全数調査)

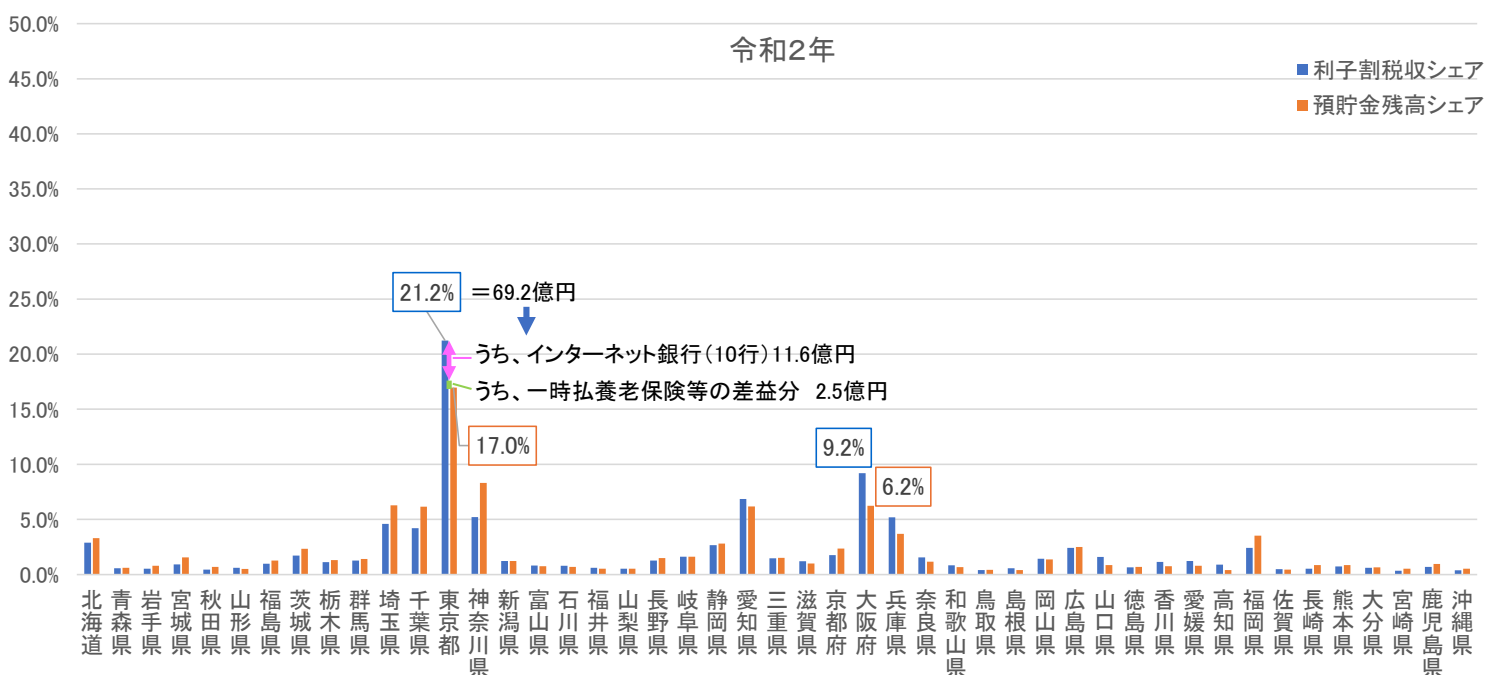
預貯金シェアの推計方法

各都道府県の預貯金額(住所地ベース) = 各都道府県庁所在地の1世帯あたり預貯金額(※1) × 各都道府県の世帯数(※2)

(※1) 家計調査(調査対象: 全国約9千世帯) 貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高(都道府県庁所在地別・二人以上の世帯)の通貨性預貯金と定期性預貯金の計

(※2) 住民基本台帳(人口動態及び世帯数調査 各年1.1時点)

都道府県別の利子割の利子割税込シェアと預貯金額シェア(住所地ベース)との比較



利子割税込シェア

「道府県税の課税状況等に関する調」の値(総務省による全数調査)

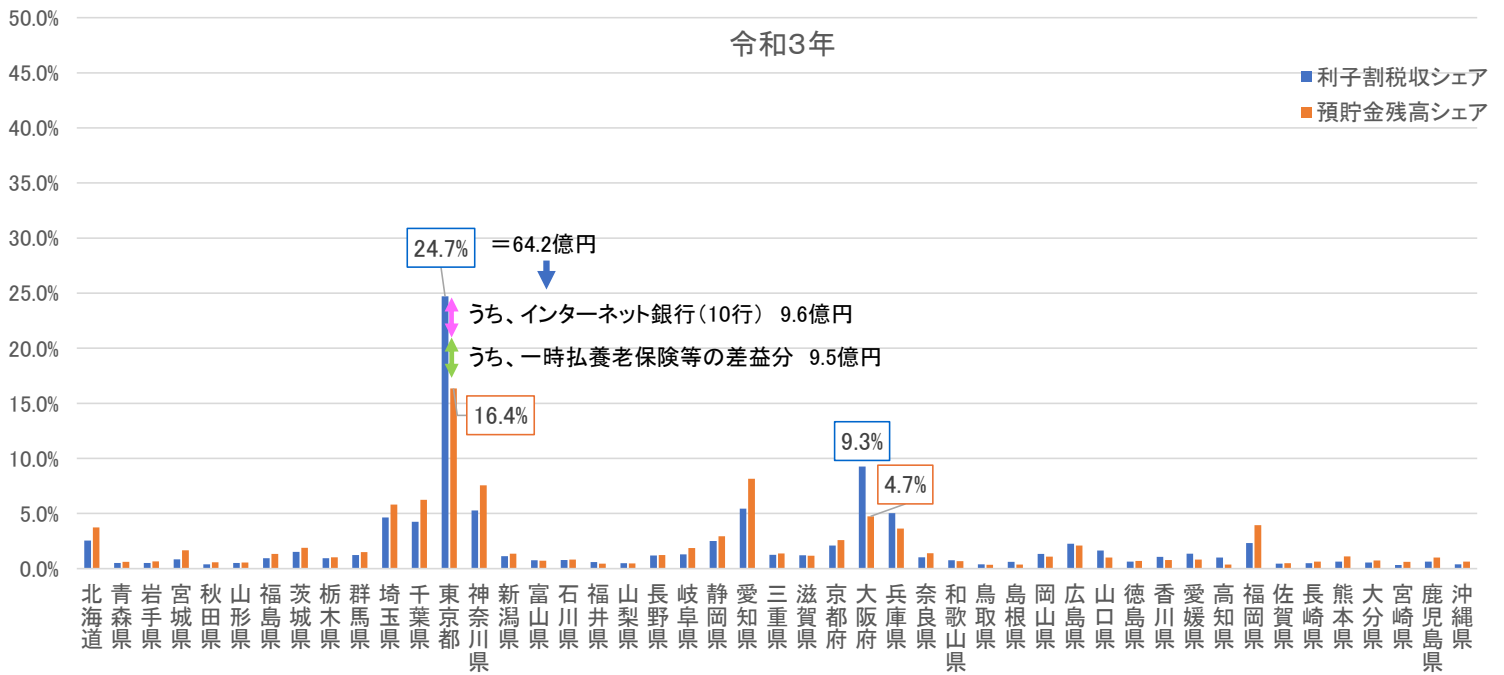
預貯金シェアの推計方法

各都道府県の預貯金額(住所地ベース) = 各都道府県庁所在地の1世帯あたり預貯金額(※1) × 各都道府県の世帯数(※2)

(※1) 家計調査(調査対象: 全国約9千世帯) 貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高(都道府県庁所在地別・二人以上の世帯)の通貨性預貯金と定期性預貯金の計

(※2) 住民基本台帳(人口動態及び世帯数調査 各年1.1時点)

都道府県別の利子割の利子割税込シェアと預貯金額シェア(住所地ベース)との比較



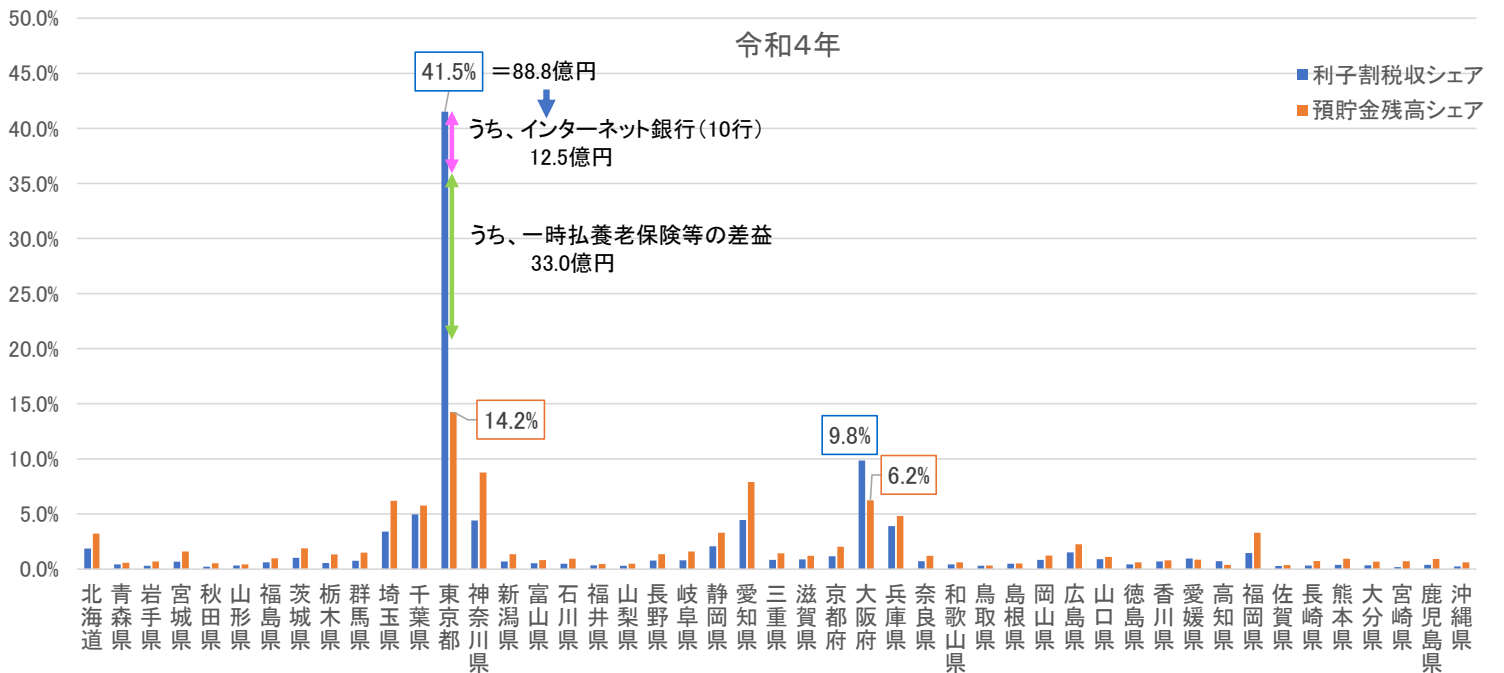
利子割税込シェア 「道府県税の課税状況等に関する調」の値(総務省による全数調査)

預貯金シェアの推計方法

各都道府県の預貯金額(住所地ベース) = 各都道府県庁所在地の1世帯あたり預貯金額(※1) × 各都道府県の世帯数(※2)

- (※1) 家計調査(調査対象:全国約9千世帯) 貯蓄及び負債の1世帯あたり現在高(都道府県庁所在地別・二人以上の世帯)の通貨性預貯金と定期性預貯金の計
(※2) 住民基本台帳(人口動態及び世帯数調査 各年1.1時点)

都道府県別の利子割の利子割税込シェアと預貯金額シェア(住所地ベース)との比較



利子割税込シェア 「道府県税の課税状況等に関する調」の値(総務省による全数調査)

預貯金シェアの推計方法

各都道府県の預貯金額(住所地ベース) = 各都道府県庁所在地の1世帯あたり預貯金額(※1) × 各都道府県の世帯数(※2)

- (※1) 家計調査(調査対象:全国約9千世帯) 貯蓄及び負債の1世帯あたり現在高(都道府県庁所在地別・二人以上の世帯)の通貨性預貯金と定期性預貯金の計
(※2) 住民基本台帳(人口動態及び世帯数調査 各年1.1時点)

○ 都道府県別の利子割税収(道府県税課税状況調のデータ)と預貯金額(住所地ベース、推計値)のシェアを比較すると、特に近年の東京都における両者の差が著しく大きく、その要因として「インターネット銀行預金利子」「一時払養老保険等の差益」が大きく寄与していると考えられる。

(※1) 家計調査(調査対象:全国約9千世帯) 貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高(都道府県庁所在地別・二人以上の世帯)の通貨性預貯金と定期性預貯金の計
(※2) 住民基本台帳(人口動態及び世帯数調査 各年1.1時点)

參考資料 5

※ 実店舗を有する銀行でインターネット上での口座開設については、銀行によって、インターネット支店に口座を開設する場合と実店舗を選択して口座を開設する場合がある。

- 一時払養老保険等の差益に係る利子割の納入先は、当該差益の支払の請求受付事務等を行う営業所等の所在地となっている。
- 保険会社には、支払に係る業務全般を本店で一括して行う場合や、実店舗を持たない場合（いわゆるインターネット生保）があり、このような場合、本店所在地に利子割が納入される構造となる。
- 足もとの一時払養老保険等に係る利子割税収の伸びは一過性のものである可能性もあるが、上記の構造的な理由により、今後も、一過性の要因で一時払養老保険等に係る利子割税収が増収となった場合には、東京都など保険会社の本店所在地に税収が集中する可能性がある。

保険会社への個別確認結果

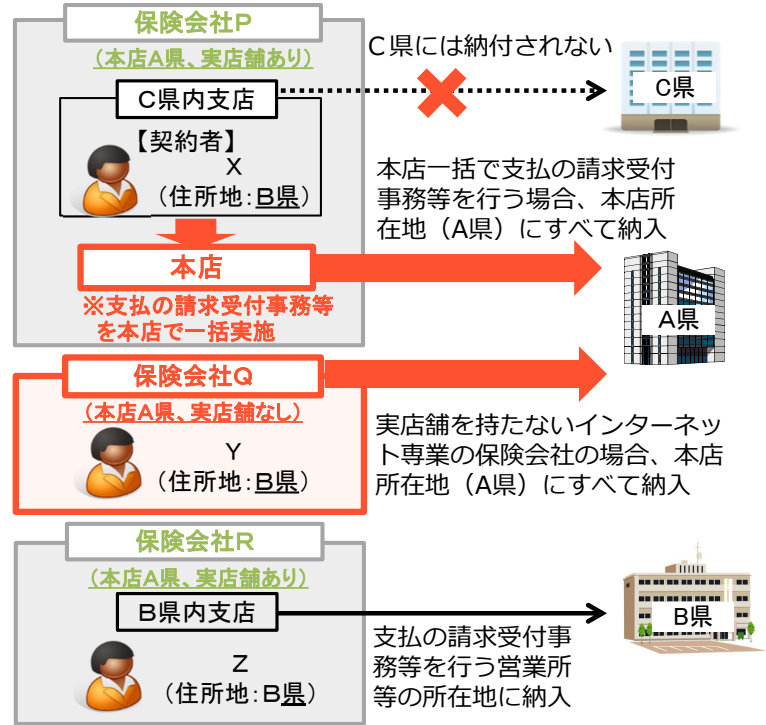
◆保険会社P
支払業務等は本店（東京都）で集約して行っているため、当該差益に係る利子割については、本店（東京都）のみに納めている。

◆保険会社Q
実店舗を持たず、支払業務等は本店（東京都）で行っているため、当該差益に係る利子割については、本店（東京都）のみに納めている。

※直近の一時払養老保険等に係る税収
令和5年 全国計：28.8億円（うち、東京都23.5億円）
令和4年 全国計：41.8億円（うち、東京都33億円）

【制度概要】

- 初回の支払時に保険会社へ一括で保険料等を支払う形式の保険（例：死亡・高度障害状態の保障を備えるための資金形成、葬儀代等の死後の整理費用に係る資金形成）のこと。
- 保険会社が保険期間等が5年以下のものまたは保険期間等が5年を超えるもので5年以内に解約されたものに基づく差益（受取保険金額－支払保険料総額）に対して利子割が発生。



第2回検討会における金融機関ヒアリング結果概要

【住所地の把握】

- 利子割を住所地に基づく課税とするために必要な納税義務者（口座保有者）の正確な住所地を完全に把握することは現実的ではない。

【住所地課税とした場合の負担】

- （仮に住所地の把握が可能であったとしても、）現在の利子割納付に用いているシステムを住所地課税ベースに改修するためには、時間・費用ともに相当の負担がかかる大規模なシステム改修が必要となる。システム更改のタイミングは金融機関によって異なるため、全金融機関で同時に対応することは不可能であり、全金融機関が対応を完了するまでには相応の準備期間を要する可能性がある。
- 現在、営業所等が所在しない都道府県に新たに納付する必要があるなど、現行の事務フローも大幅に変更する必要があるため、金融機関における負担が大きい。

【その他】

- 支店統廃合の場合には「店舗内店舗形式」を採り、1つの店舗内に複数の支店等が同居することで、統廃合前の支店の名称も残ることとなる。
※県境を跨いで統廃合がされた場合、利子割の納入先は統合後の支店が所在する都道府県となる。

【住所地課税の原則】

- 個人住民税は「地域社会の会費」的な性格を有し、応益性の原則から納税義務者の住所地に納めることが原則であることから、利子割についても住所地に基づく課税を行うことが原則。
- ただし、これを実現するには、地方団体・金融機関双方で事務負担の増加やシステム改修などの課題がある。

【清算制度】

- 住所地課税が原則ではあるが、清算制度は、住所地に基づく課税と比較して事務負担の増加等が小さいと思われる。
- 清算制度の導入に際しては、住所地に基づく課税を採用している配当割や株式等譲渡所得割との考え方の整理、各地方団体の合意が得られる清算基準の設定、清算システムの構築や運営委託に伴う事務負担等を踏まえた検討が必要。

【譲与税化】

- 住所地に基づく課税を採用している配当割や株式等譲渡所得割との考え方の整理、各地方団体の合意が得られる譲与基準の設定のほか、なぜ国税化が必要なのかの整理も必要であり、慎重な検討が必要。

地方消費税の清算制度の意義と役割

2. 地方消費税の清算制度の意義と役割 [地方消費税に関する検討会報告書(平成29年11月)抄]

(1) 地方消費税と清算制度

(前略)

地方消費税は、国の消費税と密接不可分の制度として仕組むこととされたものであり、国の消費税と同様に、各流通段階で事業者課税する一方、前段階税額控除の仕組みを採ることとして、その税負担を最終消費者に求める多段階の消費課税である。このため、仕向地原則(※)に基づき、「最終消費地と税収帰属地」は一致することが求められる。

この「最終消費地と税収の帰属地の一致」については、例えば、課税資産が生産されてから、卸売等を経て、最終消費に至るまで、課税資産の譲渡等が全て同一都道府県内で完結する場合については、問題なく一致する。

一方で、生産・流通・消費過程が複数の都道府県にまたがる場合、「最終消費地と税収の帰属地の不一致」が生じることから、課税取引ごとに「県境税調整」を行う必要が生じる。しかしながら、これを実施するためには膨大な事務負担が生じることから、現実的な仕組みとして、地方公共団体間においてマクロ的な消費関連の指標により清算を行い、都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて按分した額を各都道府県における地方消費税収として帰属させることとし、「最終消費地と税収帰属地」を一致させるための調整を行うこととしたものである。

したがって、地方消費税は税それ自体としては各地方公共団体が事業者課税することで完結し、この清算制度は地方公共団体の公金の受渡しに過ぎないように見えるが、実際には最終消費地と税収の帰属地を一致させるための地方消費税の理論上不可欠な制度として構築されたものである。

つまり、地方消費税と清算制度とが一体となって、最終消費地と税収帰属地がマクロ的に一致し、地方消費税制度が地方独自の多段階型の消費課税として成り立っており、かつ、これらの制度は、これまで20年にわたって安定的に運営され、既に我が国に定着したものと

〔 地方消費税に関する検討会報告書(平成29年11月)抄 〕

地方消費税の清算基準は、多額の税収の帰属を決定するものであることから、

- ①信頼性
(客観的なものとして合意が得られるという観点から最終消費を的確に捉えていること)
 - ②安定性
(頻繁に見直す必要がない基準であるべきとの観点から制度的に安定していること)
 - ③簡素さ
(対外的に公表している数値を用いるなど住民から見て税収の帰属がわかりやすいという観点から簡素であること)
- という3つの要件を満たしていることが必要である。

地方消費税の清算基準に用いている統計について

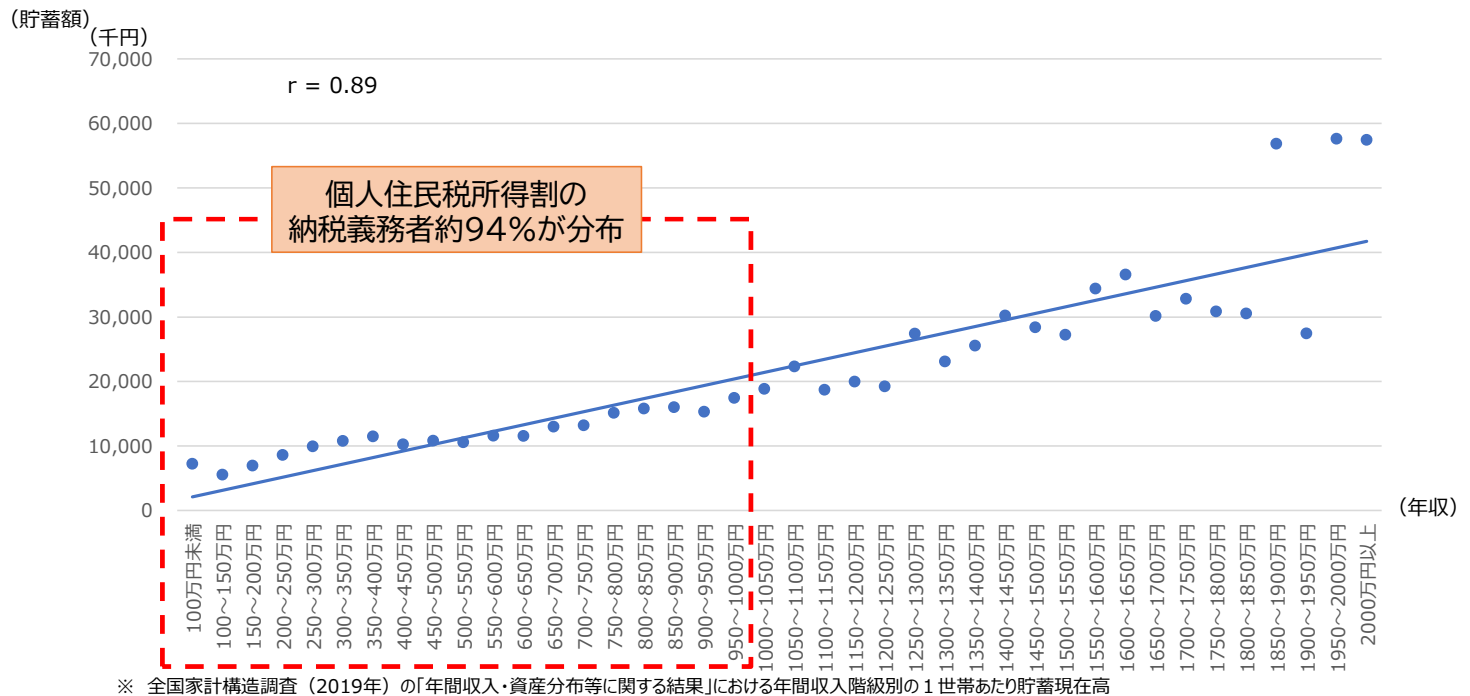
参考資料11

清算基準に用いている指標	小売年間販売額	サービス業対個人事業収入額	人口
統計調査の名称	「経済センサス活動調査」	「経済センサス活動調査」	「国勢調査」
調査実施省庁	総務省・経済産業省	総務省・経済産業省	総務省
調査開始年度	平成23年度	平成23年度	大正9年度
調査周期	5年ごと	5年ごと	5年ごと
調査対象	農業、林業に属する個人経営の事業所等を除く全国全ての事業所及び企業	農業、林業に属する個人経営の事業所等を除く全国全ての事業所及び企業	全世帯
調査方法	全数調査	全数調査	全数調査
現在使用中の調査	令和3年経済センサス活動調査	令和3年経済センサス活動調査	令和2年国勢調査
内容 (清算基準に関しての特徴)	○ 当初用いていた商業統計調査は、令和3年、経済センサス活動調査に統合・再編されたが、当該調査の中で、引き続き必要な調査事項を把握。 ○ 清算基準においては、「小売商品計」を利用。 ○ 上記の統計から、「医療用医薬品小売」や「通信・カタログ販売」等の額を除外して用いている。	○ 当初用いていたサービス業基本調査は、経済センサス活動調査の創設に伴い、廃止されたが、当該調査の中で、引き続き必要な調査事項を把握。 ○ 清算基準においては、「サービス関連産業」(※)を利用。 (※)サービス関連産業 ・不動産業、物品賃貸業 ・宿泊業、飲食サービス業 ・学術研究、専門・技術サービス業 ・生活関連サービス業 等 ○ 上記の統計から、「総合リース業」、「経営コンサルタント業、純粋持株会社」等の額を除外して用いている。	○ 10年ごとの大規模調査だけでなく、その中間年に行われる簡易調査も清算基準に反映させている。

年収段階ごとの1世帯当たり貯蓄額(2019年全国家計構造調査)

参考資料12-1

- 年収段階ごとの1世帯当たり貯蓄額を見ると、全年代でも年代別(次ページ以降)でも、年収段階が上がるにつれて、貯蓄額が上がる傾向が見られた。
 - なお、個人住民税所得割の納税義務者については、約1,000万円以下の収入階層に集中しており、全体の約94%が分布している。
- ⇒ どの年代でも、年収が上がるほど貯蓄も増えるという関係性に着目すると、年収(≒所得)と貯蓄額には、一定の関連性があると考えられる。特に、分布が集中している年収階層においてはより関連性が強いと考えられる。



(参考)個人住民税所得割における納税者の分布

参考資料12-2

- 個人住民税所得割における納税者については、約1,000万円以下の収入階層に集中しており、全納税者義務者の約94%を占めている。

収入金額	納税義務者数(万人)	割合
0万円 312万円以下	229	3.8%
312万円 ~ 458万円以下	1,875	31.2%
458万円 ~ 612万円以下	1,706	28.3%
612万円 ~ 752万円以下	983	16.3%
752万円 ~ 885万円以下	511	8.5%
885万円 ~ 1,053万円以下	343	5.7%
1,053万円 ~ 1,185万円以下	133	2.2%
1,185万円 ~ 1,483万円以下	115	1.9%
1,483万円 ~ 2,493万円以下	91	1.5%
2,493万円 ~ 5,450万円以下	27	0.5%
5,450万円 ~ 10,450万円以下	4	0.1%
10,450万円超	1	0.0%
計	6,018	100.0%

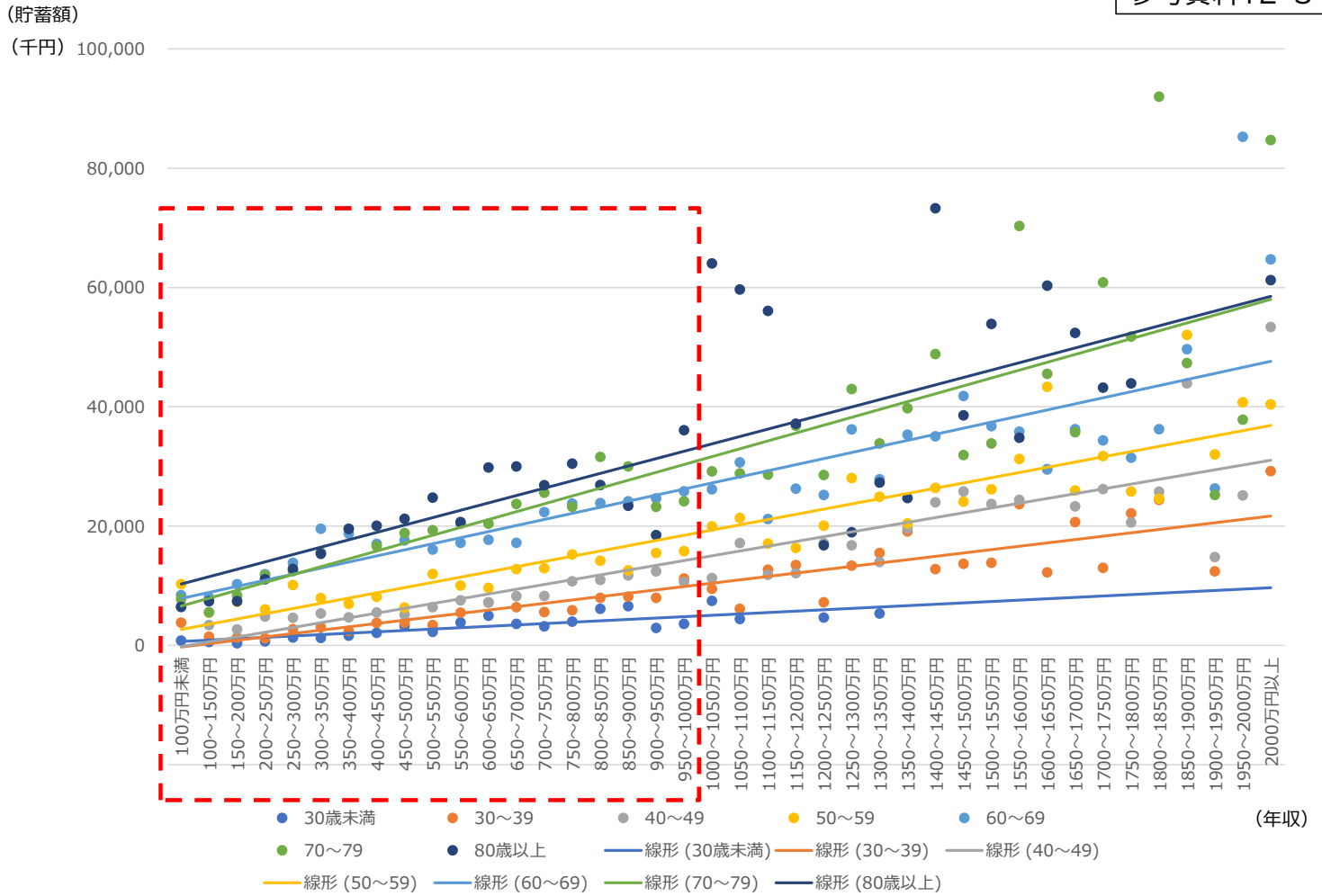
約94%

※ 納税義務者数は「令和5年度市町村税課税状況等の調」(総務省)による。28

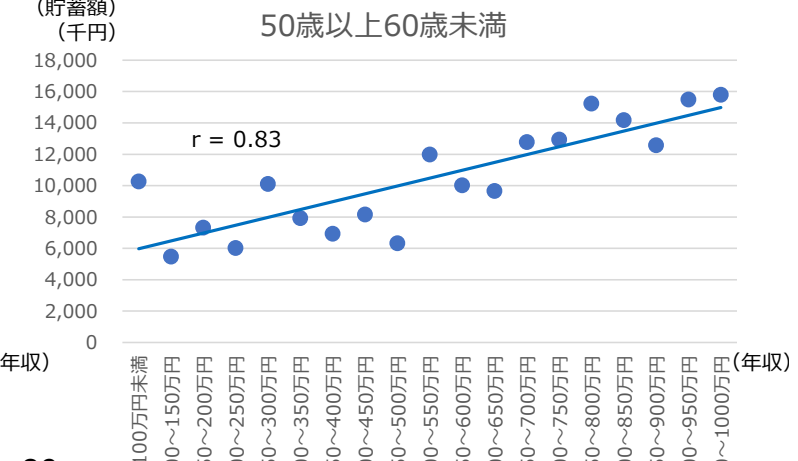
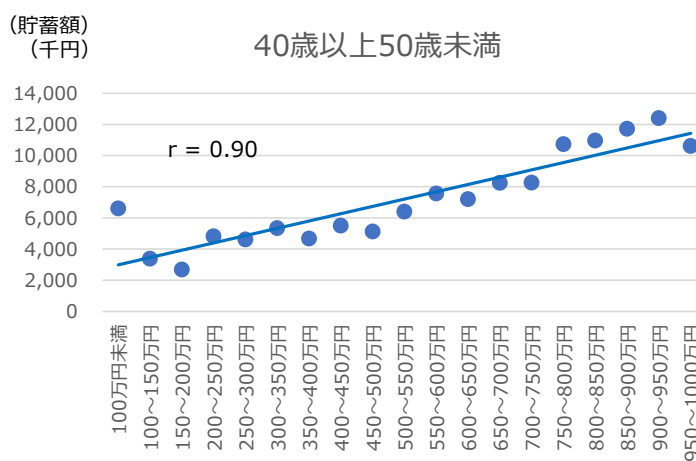
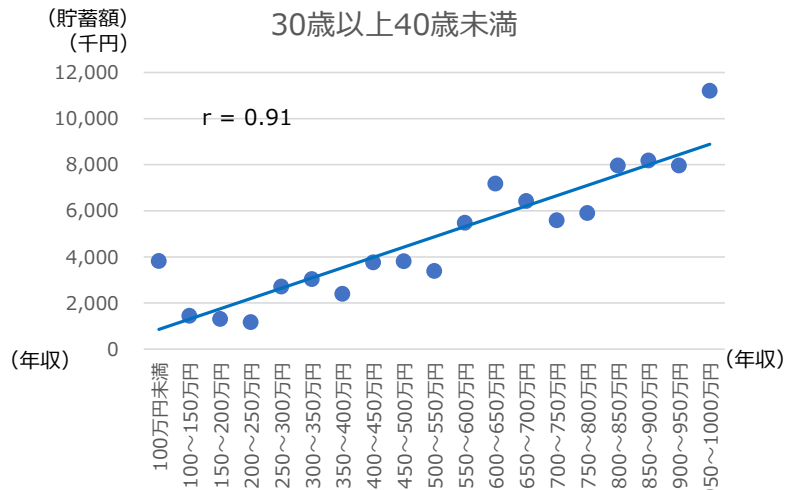
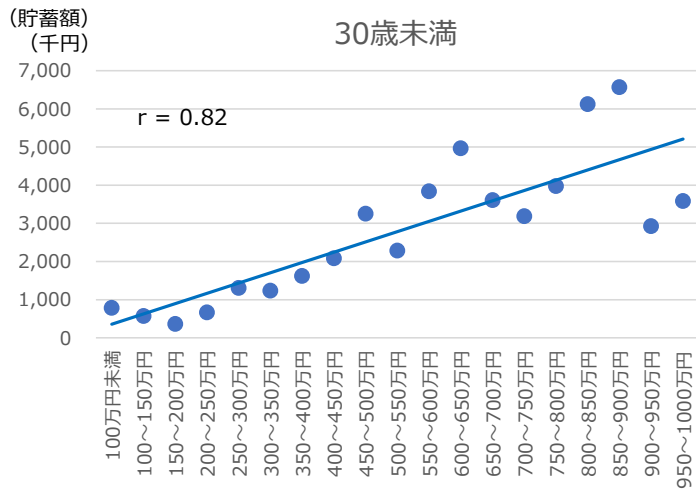
※ 収入金額については、夫婦2人(片働き)の給与所得者で子のうち1人が特定扶養控除、1人が一般扶養親族に該当する場合の額。

年代別の年収段階ごとの1世帯あたり貯蓄額①

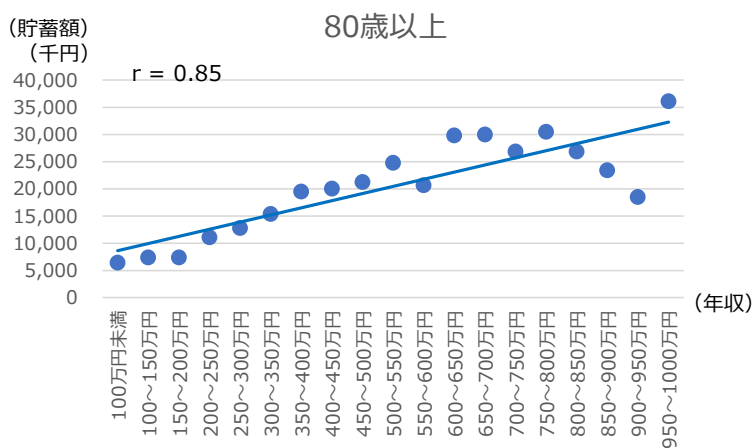
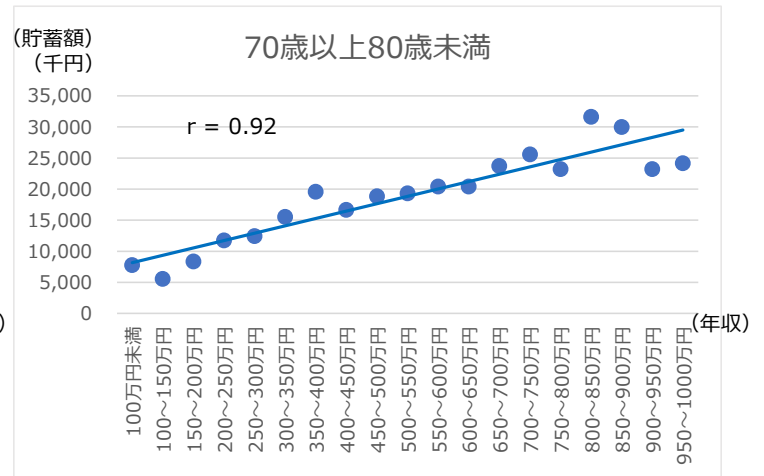
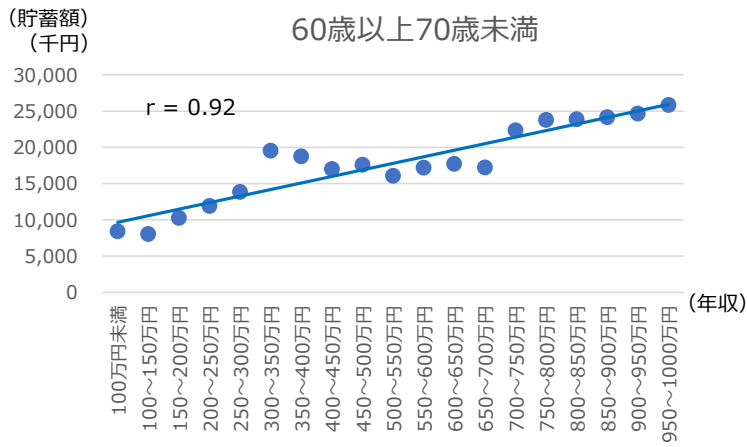
参考資料12-3



年代別の年収段階ごとの1世帯あたり貯蓄額②



年代別の年収段階ごとの1世帯あたり貯蓄額③



※ 全国家計構造調査（令和元年）の「年間収入・資産分布等に関する結果」における年間収入階級別の1世帯あたり貯蓄現在高